

令和7年度第2回全国健康保険協会三重支部評議会議事概要（要旨）

1. 開催日時 令和7年10月20日(月曜日)
午後2時00分～午後4時00分
2. 開催場所 全国健康保険協会三重支部6階会議室
3. 出席評議員 薄井評議員、黒澤評議員、高橋評議員（議長）、中山評議員、
西澤評議員、真弓評議員
(五十音順)
4. 議 事 (1) 令和8年度保険料率について
(2) 令和8年度三重支部事業計画策定に向けた意見交換
について

議題1. 令和8年度保険料率について

資料1に沿って事務局から説明。

《評議員からの主な意見》

【被保険者代表】

今後の財政を考える上での留意事項を見ると、保険料率10%維持はやむを得ないと考ええる。ただし、例年同様の議論を行っており、準備金残高が6.6か月分に積みあがっているため、適正な準備金残高の水準を検討したほうがよいと考える。

【事業主代表】

今後の医療費の伸び等を勘案すると、将来的に保険料率の引き上げを検討する時期が来てしまう恐れがある。事業主としてはできるだけ長く平均保険料率10%を維持していただきたい。

【事務局】

物価高騰等で加入者の方々も厳しい状況であることは理解している。協会けんぽとしてはできる限り長く、現在の平均保険料率10%を超えないようにしたい。

【学識経験者】

準備金残高の金額は大きいですが、最悪のケースでは準備金残高が枯渇する可能性がある試算もある。医療費が減るということは考え難いので、保険料率10%維持はやむを得ないと考える。

準備金残高が潤沢な状況となり、医療費の伸びが少なく、保険財政に影響が出ないの

であれば、将来的には保険料率の引き下げも検討いただきたい。

ただし、現時点での引き下げは時期尚早と考える。

【事務局】

今回の試算ではよほど楽観的な見通しでない限り、10 年を待たずに単年度収支が悪化する状況となっている。過去の経緯から、保険料率の引き下げは国庫補助率の引き下げにつながる可能性が高くなると考えている。できる限り長く、中長期的な視点で安定的な財政運営を行っていききたい。

【被保険者代表】

保健事業の一層の推進について詳しく伺いたい。

【事務局】

令和 8 年度には生活習慣病予防健診より検査項目が手厚い人間ドックに対する補助を実施する。令和 9 年度には配偶者だけに限らず、対象年齢となった被扶養者全員に対して健診項目を被保険者と同等に拡充する。

議題 2. 令和 8 年度三重支部事業計画策定に向けた意見交換について
資料 2 に沿って事務局から説明。

《評議員からの主な意見》

【事業主代表】

総合工事業は職業的に肉体労働者が多く、どうしても食事量が多くなるとともに生活が不規則で食事から睡眠までの時間が短いことが多い。自社の従業員でも、年齢が高く、長く総合工事業に従事している者ほど糖尿病を患っている。

また、現場に出る関係で、医療機関への受診がしづらい。会社から「あなたの健康のために受診してほしい」と伝えても、生活習慣病は自覚症状がなかなか出てこないため、従業員の実感がわからない。人手不足の中、長く働いてもらうためには業界全体で生活習慣病への理解を深めていく必要があると感じる。建設業協会へアプローチを進めていくとよいと思う。

【事務局】

建設業協会へのアプローチを進め、健康宣言を勧奨し、事業所様で健康づくりを進めていただけるように働きかけていきたい。

会社の中心を担っている従業員の方は忙しいために自分の健康のこととなると後回しにしがちである。健診後の再検査も事業主の方から言われれば従業員の意識も少しは変わっていくと思う。ぜひ長く働いていただくためにもご協力いただきたい。

【被保険者代表】

特定保健指導の案内を会社から従業員に伝える際、個人情報の保護に反しているのではないかと指摘されることがある。その都度説明をしているがなかなか理解を得られない。会社としては従業員の健康管理を進めたいが、対応に苦慮する部分がある。

【事務局】

保健指導情報の共同利用について、事業所および健診を受けた本人に文書で説明し、保健指導対象者の氏名と特定保健指導支援コースを事業所へ伝えている。健診結果データや相談内容は共有していないが、共同利用を希望されない場合は申し出をいただき、対応している。

【被保険者代表】

特定保健指導が強制ではないため、事業所として従業員に勧めるうえで難しい部分がある。

【事務局】

高齢者の医療の確保に関する法律で特定健診と特定保健指導の義務が保険者に課されている。また、労働安全衛生法では従業員様に事業主が行う定期健診受診の義務がある。健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクがあると判定された方に対し、特定保健指導の案内を送付しているが、指導を受けるか否かは任意の選択となる。場合によっては共同利用不可の連絡を受けていると、案内自体が届かなくなってしまう。

特定保健指導を後日受ける場合は、事業所様もしくは協会けんぽで行うこととなる。年1回自分の健康状態を教えてもらえる機会のため、対象の従業員の方へ事業所様からも案内いただきたい。

【学識経験者】

道路貨物運送業の一人当たり医療費が高い理由は食事や不規則な生活等様々な要因が重なっているためと思うが、全国的に同じような傾向なのか。

また、道路貨物運送業に関して、一定の改善があったとのことだが、協会けんぽだけが頑張っても限界がある。労働の在り方そのものを見直さなければ改善は難しいと思う。

【事務局】

全国的に道路貨物運送業の一人当たり医療費は高いが、三重支部は全国と比較しても高い。トラックの運転手の方は長時間運転するため、食事も不規則で運動不足になりがちと思われる。三重支部でも三重運輸支局やトラック協会と協定を結び、健康づくりを進めている。

以上